

第75回宮城県国土利用計画審議会

I 日 時 : 令和6年1月18日(木) 午前10時から午前11時20分まで

II 場 所 : 宮城県行政庁舎11階 第二会議室

III 次 第

1 開 会

2 挨拶

3 宮城県国土利用計画審議会の概要等について

4 議 事

- (1) 宮城県国土利用計画(第六次)の中間見直しについて
- (2) 宮城県土地利用基本計画図の変更(案)について
- (3) その他

5 閉 会

配布資料

- 【資料1】宮城県国土利用計画審議会の概要等について
- 【資料2】宮城県国土利用計画審議会における森林地域縮小案件の取扱について
- 【資料3】宮城県国土利用計画審議会における森林地域縮小案件の取扱について
林地開発許可フロー図
- 【資料4】宮城県国土利用計画(第六次)の中間見直しについて
- 【資料5】宮城県国土利用計画(第六次)の中間見直しについて
2 県土利用を巡る基本的条件の変化に係る資料
- 【資料6】宮城県国土利用計画の中間見直しスケジュール(案)
- 【資料7】宮城県土地利用基本計画図の変更(案)
- 【資料8】変更位置図
- 【資料9】土地利用基本計画図変更内容説明書
- 【参考配布】令和5年度 土地利用の現況と施策の概要

IV 出席者名簿

1 委員(13名中11名出席)

(敬称略)

分野	氏名	現職名	出欠
都市問題・ 交通問題	増田 聡 <small>ますだ さとる</small>	東北大学大学院経済学研究科教授	出
都市問題・ 交通問題	郷古 雅春 <small>ごうこ まきはる</small>	宮城大学教授	出
都市問題・ 社会福祉	朴 賢淑 <small>ぼく ひよんすく</small>	前仙台青葉学院短期大学教授	出
自然保護	齊藤 千映美 <small>さいとう ちえみ</small>	宮城教育大学 環境教育実践研究センター教授	欠
農業	高橋 慎 <small>たかはし しん</small>	宮城県農業協同組合中央会常務理事	出
林業	永井 隆暁 <small>ながい たかあき</small>	宮城県森林組合連合会常務理事	出
商工業	伊勢 千佳子 <small>いせ ちかこ</small>	仙台商工会議所女性部副会長	出
社会福祉	千葉 姿奈子 <small>ちば しなこ</small>	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会 事務局総務部長	欠
土地	佐々木 真理 <small>ささき まり</small>	不動産鑑定士	出
市町村	山田 裕一 <small>やまだ ゆういち</small>	白石市長(宮城県市長会)	出
	寺澤 薫 <small>てらさわ かおる</small>	七ヶ浜町長(宮城県町村会)	出
その他	小堤 彩子 <small>こづつみ あやこ</small>	宮城県農村青少年クラブ連絡協議会 顧問	出
	青木 ユカリ <small>あおき</small>	特定非営利活動法人せんだい・みやぎ NPOセンター常務理事・事務局長	出

2 事務局

江間 仁志	企画部副部長
三浦 恵美	企画部地域振興課長
佐藤 一夫	企画部地域振興課総括課長補佐
菅原 慶典	企画部地域振興課課長補佐（土地対策班長）
佐藤 勇樹	企画部地域振興課主査
菅原 隆之	企画部地域振興課主査
作並 良唯	企画部地域振興課主事

3 個別規制法担当課

氏 名	職 名
佐久間 正則	環境生活部自然保護課課長補佐（班長）
川田 蒼眞	環境生活部自然保護課主事
梅澤 有人	農政部農業振興課主任主査（副班長）
白石 拓也	水産林政部林業振興課技師
佐々木 崇徳	水産林政部林業振興課技師

V 会議の概要

- 1 午前10時、司会の佐藤総括課長補佐が開会を宣言し、会議が有効に成立する旨の報告を行った。(定足数7名以上出席)
- 2 江間企画部副部長の挨拶の後、「3 宮城県国土利用計画審議会の概要等について」菅原土地対策班長が説明を行った。
- 4 増田会長が国土利用計画審議会条例第5条第1項の規定により、議長となり同条例第4条第3項の規定に基づき、会長職務代理者に齊藤委員を指名し、以後議事の進行を行った。
- 5 議事について、三浦地域振興課長が説明を行った後、審議が行われた。

VI 会議運営に関する報告・確認事項等

- 1 定足数の報告
国土利用計画審議会条例第5条第2項の規定により、定足数である過半数（7名）を満たし、有効に成立していることを報告した。
- 2 審議の公開・非公開の確認
議事の公開を確認した。
- 3 議事録署名委員の指名
審議会運営規程第5条第1項の規定により、「伊勢 千佳子委員」、「山田 裕一委員」の2名を議事録署名委員に指名した。

VII 議事録（発言要旨）

佐藤 総括課長補佐	「3 宮城県国土利用計画審議会の概要について」、今回初めて委員になられた方もおりますので、事務局から説明いたします。
菅原班長	(資料1～3について説明)
佐藤 総括課長補佐	<p>ただいまの説明に関して、御質問等ありますでしょうか。</p> <p>なければ、次第の4の議事に進みたいと思います。</p> <p>これより議事に入ります。国土利用計画審議会条例の第5条第1項の規定により会長が議長となりますので、増田会長に議事の進行をお願いいたします。</p>
増田会長	<p>それでは本日の議題に入りたいと思います。「(1) 宮城県国土利用計画(第六次)の中間見直しについて」事務局から御説明をお願いします。</p>
三浦課長	(資料4～6について説明)
増田会長	<p>ありがとうございました。資料4から資料6について御説明いただきましたので、委員の皆様から御意見・御質問等あればお願いします。</p> <p>資料4に入る前に、森林地域の取り扱いの議論について説明がありました。これは、第16期の国土利用計画審議会で決定したということになっていますが、土地利用の相互調整のルールの変更箇所について、資料1の14ページに載っています。前回の第六次計画の一番大きな議論になったところが、この変更箇所になっているところで、矢印が森林地域の方に向くように変更となっています。</p> <p>ですので、どちらかという森林地域の状況を優先しつつ、都市地域の話や農地への転用を考えるということで、目を森林の方に向けましょうという改正になったところと、森林地域の縮小の報告というのがうまくつながっていないのではないかというのが、前回の議論でしたけれども、森林審議会の方で議論されているということで、今回は前回の報告をつなげるということで議論が進むということになります。</p> <p>そこを踏まえて、宮城県国土利用計画(第六次)策定から5年間経過したところで、中間見直しを行っていくことを今期の前半の課題にするということになっておりました。少し確認ですけれども、その他も含めて委員の皆様から御意見・御質問があればお願いします。</p>
増田会長	<p>それではもう1点だけ。</p> <p>前回の国土利用計画審議会でも少し議論があったかと思います。資料4の3ページの見直しのイメージのところ、今回、全国計画の中でデジタルの</p>

	<p>活用というようなことが謳われていました。この後、GISによる地図もたくさん出てくることになるとと思いますが、使い勝手の問題や、どういう形でオープンデータ化していくかのようなことも、デジタルの移行の中で議論になってくるのではないかというふうに思いますので、もう少し見直し案が固まった段階で、皆さんと具体的に議論したいというふうに思います。</p> <p>あといかがでしょうか。</p>
<p>郷古委員</p>	<p>今、増田会長の説明で理解できたのですが、先ほどの14ページで、森林地域の方に矢印が向くように変更したという話を受けました。先ほどの資料2では森林地域縮小案件の取り扱いについて、その経緯を拝見すると総合的な調整を図るというプロセスを残す必要があるのではないかという意見が出たということですが、森林審議会では、総合的な調整を行わないと思います。なので、そこがどうなのかと資料を確認しましたが、資料1の14ページで、森林地域を意識してやりましょうということになっているので、そこで総合的な調整が図られていると捉えてよろしいでしょうか。</p> <p>経緯のところの意見で、総合的な調整を図るというプロセスに対してどう解釈すればよいのかとと思っていたのですが、補足説明等ありますでしょうか。</p>
<p>菅原班長</p>	<p>基本計画書の作成の場合につきましては、当然、関係各課に意見を照会した上で作成しておりますので、国土利用計画審議会だけで動いているのではなく、森林所管部局の意見を踏まえながら調整を行って作成していると理解していただければと思います。</p>
<p>郷古委員</p>	<p>ありがとうございます。私は森林審議会にも所属していますので質問させていただきます。</p>
<p>増田会長</p>	<p>件数が多くて、なかなか国土利用計画審議会開催のペースに合わないということも理由にあるので、来年度は年に2回の開催ということですが、四半期ごとぐらいに何か大きな森林審議会の方で動きがあれば、早めに報告いただいて、国土利用計画審議会の方から意見があれば、気にかけることができるような動きがあればいいかなというふうに思いましたので、そこら辺を御検討いただければと思います。</p> <p>それでは、資料4から6について、まだ頭出しというところでしたので、資料を持ち帰っていただいて、細かく気になるようなところがあれば、次回以降の国土利用計画審議会の中で具体的な課題を詰めていきたいと思えます。</p> <p>以上で、資料4から6の説明は終了といたしまして、事務局には今日の意見も踏まえて、次回の国土利用計画審議会に向けた作業を進めていただきました。</p>

	<p>いと思います。</p> <p>それでは議事の（２）です。具体的な修正の箇所が出てきておりますので、宮城県土地利用基本計画図の変更について事務局からご説明をお願いします。</p>
三浦課長	<p>（資料７から９により説明）</p>
増田会長	<p>ありがとうございました。区域変更の具体的な場所と、その内容の説明です。ただいまの説明に御意見・御質問等あればお願いします。</p> <p>今回、都市地域の減少で気仙沼都市地域が７００ヘクタールを超えるところが縮小されるということで、都市として使わないというのはその通りなのですが、もう少し、震災復興等の話も含めて、具体的に縮小となる状況等を補足説明していただきたいと思います。かなり面積が大きいところですので。</p>
佐藤主査	<p>現在の気仙沼都市計画区域ですが、北東部の唐桑半島インターチェンジ付近まで指定されております。県都市計画課が都市計画区域の見直しを図る際に、今後、都市として整備していく計画がないということでしたので、今回の見直しに伴って、北東部の森林にかかる都市計画区域を縮小するという判断に至ったということです。また、気仙沼市の西側につきましては、現行の都市計画区域の図面と土地利用基本計画図の図面とで若干の差がありましたので、今回の見直しに合わせて正確な区域に修正を行っておりますので、一部拡大する箇所等が生じているという状況です。</p>
増田会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>他にいかがでしょうか。</p>
朴委員	<p>資料７のところですけども、資料７の１ページで白地地域と書いてあるのですが、白地というところがどういった地域を想定したものなのかを教えてくださいなと思います。</p>
三浦課長	<p>白地地域についてですが、資料７の１ページに都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の記載がありますが、それらに該当しない地域が白地地域となります。</p> <p>主に、森林地域が縮小することにより生じる地域が多いというような形になっております。</p>
佐々木委員	<p>そうしますと、今回、森林地域を縮小する地域が、その太陽光発電の用地になるということですが、太陽光発電施設用地については白地地域になると</p>

	<p>いうことでよろしいですか。</p>
<p>三浦課長</p>	<p>太陽光発電施設用地が白地地域になるところもありますし、あとは岩石採取場や採草地の造成というようなところも白地地域になるということで、森林として保護する必要がなくなった地域であれば白地地域になります。</p>
<p>増田会長</p>	<p>他にいかがでしょうか？</p>
<p>伊勢委員</p>	<p>縮小拡大などで、拡大は埋め立てて土地が増えるというのが分かるのですが、縮小の場合は減った分がどこかに転換されることになると思うのですが、減った分がどの地域に転換されたかが分かるのは土地の利用が決まってからになるのでしょうか。</p>
<p>佐藤主査</p>	<p>資料7の1ページで各地域の面積をお示ししておりますが、変更区域図で示しております各地域、例えば農業地域なら農業地域、都市地域なら都市地域といったものを、それぞれ個別に集計しております。したがって、先ほどの説明でもありましたとおり、五地域の合計面積と白地地域を足した面積が県土面積を上回るということです。</p> <p>また、変更前後の面積の増減についてですが、個別の地域ごとに集計しておりますので、農業地域が減ったからといって、ほかの地域が同じ分だけ増えるといった集計の仕方をしておりません。変更の増減というのは、個別の地域が今回の変更に伴って、どれぐらい増減したかをお示ししたものになります。</p>
<p>永井委員</p>	<p>今、説明があったのですが、簡単に言うと資料7の2ページ、例えば気仙沼の縮小都市地域714ヘクタール。ここには重複指定かかっていたということですね。ですから、都市地域が714ヘクタール減って、その隣に他地域との重複状況というのがあって、都市地域が縮小する分は、それぞれ4種類の地域が記載されています。例えば森林地域だと653ヘクタール。そこが純粋な森林地域に戻るという解釈でよろしいですか。</p>
<p>増田会長</p>	<p>既存の法律の中で、例えば利用目的が再生可能エネルギーと決まっているところがあって、地域の重複があるのを、国土利用計画審議会ではその重複の状況も踏まえて調整しようということになっていますので、この重複の話は慣れてない方には極めてわかりづらい表現になっているかもしれません。本当は、この複数指定の重複状況の集計値というのにも必要なような気がします。</p> <p>いずれDXへの移行みたいな話もありましたが、この重複している地域の面積の集計が難しい状況なのかなという気がしますので、いずれ、そこら辺</p>

	<p>の整備も進んでいけばと思っております。</p>
青木委員	<p>経過のところ、少し教えていただければと思うのですが、資料7の5ページの意見調整の状況というところで、該当する市町村等からの意見は「なし」とのことですが、照会先は市町村の土地政策所管のところへ意見を求めたという理解でよいでしょうか。要は、どこに意見を伺っているのかということ、その期間等、意見調整のプロセスのことを少し教えていただければと思います。</p>
佐藤主査	<p>市町村の照会先ですが、基本的には国土利用計画法に関する事務を所管している部署に照会しております。その際には、区域図や変更一覧等の資料を添付し、文書で意見を求めています。</p> <p>その上で、回答としては「意見なし」ということでしたので、資料7の5ページには「意見なし」という記載をしております。</p>
増田会長	<p>報告案件のところ、太陽光パネルの設置箇所がかなり増えていて、25ヘクタールを超えるようなものも何箇所かあって、県としても問題意識を持ってこれを注視していこうという方向にはなっているようですが、今のところ国土利用計画審議会としてできることはなかなか難しいなという様子ですが、いくつか揉めているような地域もあったり、撤退したり、事業計画が見直しになったりというところですので、何か状況が分かれば、国土利用計画審議会の方にもお話を戻して頂ければというふうに思いました。</p>
郷古委員	<p>先ほど伊勢委員からの質問に関連して確認ですが、例えば資料9の4ページ、5ページを見ると、今回都市地域の縮小は森林地域と重複しているわけですね。地域森林計画対象民有林とも重複している地域が多いと思うのですが、おそらく震災復興等の関係で都市計画を策定していたが、年数が経過して、市街化の予定がなくなったため、都市地域の方から外しようという理解でよろしいでしょうか。</p>
佐藤主査	<p>おっしゃる通りです。</p>
伊勢委員	<p>先ほどの質問に関してですが、太陽光発電の場所で森林地域が縮小するというのがあるのですが、太陽光発電の場所が白地地域になるという話だと、単純に太陽光パネルの設置というところで白地地域が100ヘクタール以上増えるという考えに陥ってしまうのですが、実際は白地地域の拡大は資料7の1ページの数字だとそこまで増えていなくて、白地地域の増減がどうなっているのかが分からない。</p> <p>こちらとしては何を基準に審議すればいいのかが不安な面がありまして、</p>

	<p>どのようなスタンスで審議していけばいいのかを御教授お願いできますでしょうか。</p>
佐藤主査	<p>先ほどの白地地域の増減については、現在どういう地域が指定されているかということにも関連しております。例えば森林地域と農業地域が重複している箇所もあります。そういった箇所で森林地域を縮小した場合には、重複していた農業地域がそのまま残るといったこととなりますので、太陽光発電施設用地が全て白地地域になるというものではありません。</p> <p>今回の出てきた案件で具体的などころでは、岩石採取場や太陽光発電施設の一部が森林地域単独でかかっていた地域ですので、そこが縮小された分、白地地域が増えるというものです。ですので、太陽光発電施設が100ヘクタールぐらい開発されたので、白地地域が100ヘクタール増えるというものではないということです。</p>
増田会長	<p>今のことで言うと、土地利用規制が何にもかからなくなってしまうっていう面も逆に言うところもあり得るかもしれません。都市的な用途としてかかっていると、もう農業農用地利用として制限がかかっているということが全く白地地域にはなくなってしまうということもあるような気がしますので、実態としてはどういう場所なのかということは少しフォローがいるかなという、そんな気もしました。</p> <p>そうすると、森林地域の縮小案件については報告でいいということもありますが、もしかしたら完全に白地地域になってしまうようなところについては、緊急報告があるみたいな対応は必要かなという、そんな気も今の報告で気になりましたので、事務局のほうでも、また白地地域が実体はどんなところなのかというのを検討していただければと思います。</p>
三浦課長	<p>本日いただいた意見を参考にもう一度検討したいと思います。</p>
増田会長	<p>土地利用関係でなく、環境関係でも太陽光パネルの問題が着目されているところもあると思いますので、そちらとの意見交換もしながら少し検討していただければと思います。</p> <p>それでは少し質問が残っていますが、この修正自体については意義なしということで、変更を認めたいというふうに思います。</p>
委員一同	<p>はい。</p>
増田会長	<p>続きまして、議題の（3）に進みたいと思います。</p> <p>事務局の方から委員会の委員の皆さんから何かあれば追加をお願いします。</p>

<p>佐藤 総括課長補佐</p>	<p>委員の皆様も何もなければ、予定していた議事の一切を終了いたしましたので、本日の議事を終了したいと思います。ご苦労様でした。</p> <p>お疲れ様でございました。以上をもちまして「第75回宮城県国土利用計画審議会」の一切を終了いたします。</p> <p>次回の「宮城県国土利用計画集委員会」は令和6年10月頃の開催を予定しております。具体の開催時期につきましては、今後、委員の皆様と調整させていただきますので、御了承いただければと思います。</p> <p>本日はお忙しい中、御出席いただき誠にありがとうございました。気をつけてお帰りください。</p>
----------------------	--